

小城市監査委員告示第2号

令和2年3月10日に提出された住民監査請求について、地方自治法第242条第4項の規定に基づき監査を実施した結果を同条同項の規定により公表する。

令和2年3月16日

小城市監査委員 古川 吉光

小城市監査委員 西 正博



を請求することができる)は、当該行為のあった日又は終わった日から1年を経過したときは、これをする事ができない。」として住民監査請求の期間制限について規定されている。

平成21年度から平成23年度までの補助金の支出については、請求日(令和2年3月10日)まで1年以上経過していることは明らかである。

また、裁判例によれば、地方自治法第242条第2項ただし書きの「正当な理由」があるときとは、「地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査すれば客観的にみて監査請求をするに足りる程度に当該行為の存在及び内容を知ることができたと解される時から相当な期間内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきものである」とされている。

請求人は、本件請求について、第2請求の理由3に「令和元年12月18日付で役割分担の表が開示された時に、平成21年度から前商工観光課長が係長として関与していたことが判明した」と述べているが、本件請求人も請求者の1人として小城市監査委員宛に提出された平成30年7月6日付住民監査請求書に添付の事実証明書2の4は、平成29年11月3日付新聞記事で、前課長が2002年4月から観光行政に携わっていたことが掲載されている。この事実証明書2の4により、請求者は、前課長が観光行政に携わっていたことを知り得ていたものと判断する。その後1年8か月以上経過して本件請求がなされたものであり、これをもって相当の期間内に本件請求がなされたということにはならない。

したがって、本件請求は、「正当な理由」がなく請求期限を経過した不適法な請求であるといわざるを得ない。

よって、監査委員の合議により主文のとおり決定する。